

① 産業元気づくり事業補助

目的

地域の特色ある産業資源※1を活用した新品種・新製品の開発等に取り組む、市内農林水産業を営む団体や中小企業者等に対して補助することにより、市内産業の振興を図ります。

※1【地域の特色ある産業資源の定義】

地域の特色ある農林水産物、伝統的工芸品、鉱工業品、観光資源等、地域の強みとなり得る産業資源を広くいいます。

対象事業

- (1) 新品種・新製品開発、在来種・既製品の改良に関する事業
- (2) 初期段階の販売促進に関する事業
- (3) 地域ブランドの構築に関する事業
- (4) 産学官・異業種連携による事業

補助対象者

市内に事業所を有する農林水産業を営む団体、中小企業者等

補助限度額

50万円

補助率

補助対象経費の2分の1

② 産業見本市等出展事業補助

目的

新技術・新商品の販路拡大と新規需要の開拓に取り組むため、産業見本市等に出展する中小企業者等に対して補助することにより、市内産業の振興を図ります。

補助対象者

市内に事業所を有する中小企業者

補助限度額

30万円

補助率

補助対象経費の2分の1

③ 産業人材育成支援事業補助

目的

中小企業大学校の研修に従業員を受講させる中小企業者等に対して補助することにより、市内産業の振興を図ります。

補助対象者

取りまとめ窓口となる村上商工会議所・荒川商工会・神林商工会・朝日商工会・山北商工会

中小企業者への補助

- (1) 補助は受講料の2分の1以内で1人につき、10,000円が限度です。
- (2) 1中小企業者につき2人まで対象とします。

補助率

補助対象経費(受講料)の2分の1

報告

研修終了後に、村上商工会議所・市内4商工会に実績書と修了証の写し及び受講料の支払証(写し)を添付して提出していただきます。補助金は、平成 25 年4月頃に村上商工会議所・市内4商工会から振込みとなります

④ 商店街賑わい創出支援事業補助

目的

賑わいある商店街づくりに取り組む商工団体等に対して補助することにより、市内商店街の振興を図ります。

補助対象事業

- (1) 販売促進事業
- (2) 空き店舗活用賑わい支援事業
- (3) 観光事業と連携した誘客促進事業
- (4) 賑わい創出事業
- (5) 研修調査事業
- (6) 国・県の補助事業

補助対象者

市内の商工団体等

補助限度額

10万円～30万円

補助率

補助対象経費の2分の1

⑤ 商店街環境施設整備事業

目的

商店街の環境整備を行う商店街団体に対して補助することにより、市内商店街の振興を図ります。

補助対象事業

- (1) 装飾街路灯の整備事業
- (2) 環境・省エネ又は地域文化に配慮した施設の整備事業
- (3) 特殊舗装の整備事業
- (4) 国・県の補助事業

補助対象者

市内の商店街団体

補助限度額

100万円～150万円

補助率

補助対象経費の2分の1

⑥ 観光イベント事業補助

目的

地域観光資源※2を活用した新規イベントを実施する団体に対して補助することにより、地域観光産業の振興を図ります。

※2【地域観光資源の定義】

地域の生活、自然、歴史、伝統、文化、産業その他の観光の振興に資する資源で、地域の強みとなり得る資源を広くいいます。

補助対象事業

地区観光イベント事業

補助対象者

市民が主体となって組織するイベント実行委員会等の団体

補助限度額

50万円

補助率

補助対象経費の2分の1